

(2) 償却累積額による償却限度額の特例の償却を行う減価償却資産に資本的支出をした場合の取扱い(所基通 49-48)

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産で、減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達した後にその減価償却資産に資本的支出を行った場合で、所得税法施行令第 127 条第 2 項(前記(1)①の特例)を選択したときは、その資本的支出の金額を加算した後の取得価額及び未償却残高を基礎として減価償却を行います。

この場合、所得税法施行令第 127 条第 2 項を適用した後の未償却残高が、その適用した後の取得価額の 5 %相当額を超える場合には、5 年均等償却の規定の適用を受けることはできません。

【設 例】

取得価額 : 10, 000, 000 円

資本的支出をした時の減価償却資産本体の未償却残高:200, 000 円

① 資本的支出 300, 000 円をした場合

② 資本的支出 400, 000 円をした場合

①の場合

資本的支出を行った後の取得価額 : 10, 300, 000 円(10, 000, 000 円+300, 000 円)

資本的支出を行った後の未償却残高 : 500, 000 円(200, 000 円+300, 000 円)

$500, 000 \text{ 円} \div 10, 300, 000 \text{ 円} \leq 5\%$ であるため、5 年均等償却を行います。

②の場合

資本的支出を行った後の取得価額 : 10, 400, 000 円(10, 000, 000 円+400, 000 円)

資本的支出を行った後の未償却残高 : 600, 000 円(200, 000 円+400, 000 円)

$600, 000 \text{ 円} \div 10, 400, 000 \text{ 円} > 5\%$ であるため、5 年均等償却の規定の適用は受けられません。

その年分は減価償却資産本体の取得価額に資本的支出の金額を加算した額を基に旧定額法又は旧定率法で償却費の額を計算します。

減価償却費の額の累積額が取得価額の 95%相当額に達した場合は、その達した年分の翌年分以後 5 年間に於いて均等償却を行うこととなります。